

芦別市職員に係る人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況(全職員)

	部門別職員数						全職員数	前年度比	
	一般行政	教育	消防	病院	水道	その他		全職員	一般行政
平成18年	199人	51人	49人	165人	11人	29人	504人	-23人	-10人
平成19年	198人	49人	49人	163人	12人	24人	495人	-9人	-1人
平成20年	187人	50人	49人	138人	12人	27人	463人	-32人	-11人

各年4月1日の職員数で、教育長を含み、特別職と非常勤職員は除いています。

(2) 採用・退職の状況(平成19年度：市立芦別病院勤務の医療職員を除く)

	採用				退職				免職等
	大卒	短大	高卒	経験者	定年	勸奨	自己都合	その他	
一般事務					1人	5人		1人	
保健師						1人			
看護師					1人				
消防士		1人				1人			
技能職員						1人			
合計		1人			2人	8人		1人	

平成19年度の退職者の内、一般事務のその他の1人は死亡退職になります。

(2) 採用・退職の状況(平成19年度：市立芦別病院勤務の医療職員分)

	採用				退職				免職等
	大卒	短大	高卒	経験者	定年	勸奨	自己都合	その他	
医師				3人			5人		
医療技術職					1人		2人		
看護師		2人		5人	5人		14人		
合計		2人		8人	6人		21人		

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間
平成20年 4月1日	40時間	8時間	8:30	17:30	12:00 ~13:00

上記始業時間及び終業時間は、一般的な職員に適用するものであり、交代制職場については異なります。

(2) 休暇の取得状況(平成19年度:全職員(病院職員を除く。))

休暇の種類	取得人数	取得日数	平均取得日数	1人当たり年間取得限度日数	給与支給の有無
年次有給休暇	324人	4,346.4日	13.4日	40日 1	有
介護休暇	0人	0日	0日	6月以内	無
組合休暇	2人	17.5日 2時間	8日 7時間	30日以内	無
特別休暇	393人	2187.5日 2時間30分	5.56日	別表のとおり	有

- ・年次有給休暇は、職員が請求し、勤務に支障がある場合を除き取得が可能です。
- ・介護休暇は 配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合に無給で取得が可能です。
- ・組合休暇は、職員労働組合の業務又は活動を行う場合に無給で取得が可能です。
- ・新規採用者、中途退職者、育児休業者、退職者を除いています。

1 国家公務員と同様に、1年の間に付与される日数は20日間ですが、未取得日数は20日間を限度に翌年度に繰り越すことができますので、年間の取得限度日数は40日間になります。

別表 特別休暇の取得内訳（全職員（病院職員を除く。））

休暇の種類	取得人数	取得日数	平均取得日数	休暇種類1回の取得可能日数	給与支給の有無
忌 引	49人	153日	3.1日	1日～10日	有
法 要	11人	12日	1.1日	1日	
夏 季	316人	1148日	3.6日	4日	
結 婚	2人	10日	5日	5日	
配偶者出産	4人	11.5日	2.9日	3日	
看 護	4人	12日	3日	5日	
産前産後	1人	109日	109日	産前8週間 産後8週間	
育 児	0人	0日	0日	1日60分	
生 理	7人	25.5日	3.6日	1回3日	
ド ナ ー	0人	0日	0日	必要と認められる期間	
ボランティア	0人	0日	0日		
病 気 休 暇	20人	706.5日 2時間30分	35.4日	医師の証明書に基づき必要と認める期間	90日まで100%支給、90日以上は休職扱いとなり休職期間1年間に限り80%支給

（3）育児休業の取得状況（平成19年度：全職員）

	男性	女性	合計
新たに育児休業を取得した職員	0人	3人	3人
引続き育児休業を取得している職員	0人	1人	1人

育児休業には、部分休業取得者も含まれます。

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

地方公務員法などにより、服務規律は次のとおり定められており、これに違反すると懲戒処分や矯正措置を受けます。なお、処分者の人数は平成19年度の延べ人数です。

(1) 分限処分状況(全職員)

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合 (地公法第28条第1項第1号)				0人
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号、第2項第1号)			4人	4人
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)				0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 (地公法第28条第1項第4号)				0人
刑事事件に関し起訴された場合 (地公法第28条第2項第2号)				0人
条例で定める事由による場合 (地公法第27条第2項)				0人
合 計	0人	0人	4人	4人
地公法第28条第4項により失職したもの				0人

(2) 懲戒処分の状況(全職員)

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	訓告等	合計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)						0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)						0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)						0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人	0人

処分内容の説明

- ・免職 その職を失わしめ、退職によって生ずる諸給与は、これを支給しない。
- ・停職 1日以上6月以下、職務に従事させずその期間中いかなる給与も支給しない。
- ・減給 1日以上6月以下、給料の10分の1以下を減額する。
- ・戒告 戒告書を手渡し、将来を戒める。
- ・訓告 所属長からの口頭注意等

(3) 職員のサービスの状況(全職員)

市職員は、市民全体の奉仕者として、誠実に職務を遂行しなければならない、また、勤務中は特別な理由を除くほか、みだりにその職務を離れてはいけないこととされています。

本市のサービスに関する遵守事項と内容は次のとおりであり、この規程に違反した職員は、懲戒処分の対象となります。

種 類	内 容
職務に専念する義務	職員は、特別の事情により上司の承認を得た場合を除くほか、執務時間中はみだりにその職務を離れてはならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
法令及び上司の命に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当たつて、法令、条例等に従い、職務上の秩序を保持し、相互に人格を尊重し、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくは、これらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。
争議行為等の禁止	職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企てて、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。
営業又は他の事務の関与制限	職員は、市長の許可を受けなければ営業を行い、又は報酬を得て他の事務に従事してはならない。
私企業からの隔離	職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問又は評議員を兼ね、若しくは自ら営んではならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。
他の事業又は事務の関与制限	職員が報酬を得て営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員を兼ね、その事業に従事し、又は事業を行うには、市長の許可を受けなければならない
利害関係者との接触の制限	職員は、利害関係者との間において、公務に対する市民の疑惑及び不信を招く行為をしてはならない。

4 職員研修の状況

平成19年度に行った研修内容と参加者の状況を次の表のとおりです。

研修区分及び研修種類		参加人数	研修内容
職場内研修	集合研修	135人	道州制・支庁制度改革に関する職員研修、まちづくり基本条例に関する職員研修
職場外研修	一般研修	2人	行政診断説明会
	専門研修	13人	法規担当職員、保育士及び建築技師等の専門研修
	中空知ふるさと市町村圏職員研修	2人	パソコン研修(エクセル応用)、国際化セミナー
	学生募集活動及び学校PR活動	31人	北日本自動車工学専門学校、星槎国際高等学校、星槎大学
その他	普通救命講習	31人	心配蘇生法、AED(自動体外式除細動機)の使用方法、異物除去法

市立芦別病院に勤務する医療職員を除きます。

5 芦別市公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立て、苦情相談について公平委員会に要求することができます。

平成19年度は、これらの申し立てはありませんでした。

職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の健康管理に関する事業の実施状況

職員の健康保持と疾病予防のために労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っており、その内容は本市職員安全衛生規則に従い、次のとおり実施しました。

職員に対する健康診断の実施状況（病院に勤務する職員を除く。）

健康診断の種類	対象者	健康診断の内容	実施回数	受診者数
定期健康診断	全職員（総合健康診断及び採用時健康診断の対象者を除く。）	労働安全衛生規則どおり 11項目	1年に1回	85人
総合健康診断	30歳以上40歳未満の 全職員	定期健康診断に7項目を 追加	2年に1回	242人
	40歳以上の全職員		1年に1回	
採用時健康診断	新規採用者	労働安全衛生規則どおり 11項目を最低実施	採用時1回	1人
特別健康診断	VDT作業従事者	厚生労働省のガイドラインから必要とする3項目	1年に1回	0人
	給食調理員	手、指の皮膚の検査等4項目	1年に1回	3人
		給食法及び労働安全衛生規則に基づく検便	1月に1回以上（2回実施）	6人
	栄養士	労働安全衛生規則に基づく検便	1月に1回以上	1人
	消防職員、保健師、 歯科衛生士、保健福祉施設すばるに勤務する職員	H B s 抗原抗体検査	1年に1回	56人
	保育士	上肢、腰、肩の痛み等2項目	1年に1回	19人
結核健康診断	健康診断の結果、結核の発病のおそれがあると診断された職員及び経過観察職員	労働安全衛生規則どおり 2項目	6月に1回	該当なし
臨時健康診断	全職員（発生の場合）	発生し、又は発生するおそれがある感染症等で、総括衛生管理者が必要と認められた項目	随時	該当なし

2 共済制度

職員の共済制度は、一般の健康保険・厚生年金制度に当たるもので、地方公務員等共済組合法によって定められています。本市は、北海道市町村職員共済組合に加入しており、この共済の制度を適用しています。

具体的には、大きく分けて3つの事業を行っています。共済組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」です。

3 公務災害の状況

公務災害補償制度は、一般の労働災害補償制度に当たるもので、地方公務員災害補償法によって定められています。

職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。

本市は、地方公務員災害補償基金北海道支部に加入しており、平成19年度に公務災害または通勤災害として認定された件数は8件（病院除く。）でした。

4 職員互助会の状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、芦別市職員福利厚生会を設置しています。この会は、職員の相互共済及び福利増進事業を目的とする事業を行っています。

なお、平成19年度の状況については下記のとおりですが、平成20年度からは、社会情勢等を勘案のうえ、市交付金を廃止し、事業内容を見直し、会員独自の運営を行っています。

会員数（平成19年4月1日現在）	315人
会員1人あたりの掛金	月額 = 給料月額 × 4 / 1,000
市の交付金	350千円（前年度962千円）
会員1人あたりの市交付金の額	1,111円（前年度2,950円）
主な事業内容 （は市交付金対象事業で、 その他の事業は、職員の会費で実施して います。）	各種祝金、弔慰金、給付事業
	スポーツ・文化部活動補助事業（ ）
	各種体育事業 ・ミニバレーボール大会 ・ボウリング大会
	市役所庁舎地下食堂運営補助事業 スポーツ・文化鑑賞助成事業 等